

議案第 40 号

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を改正する条例

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例（令和2年条例第46号）の一部を別紙のように改正する。

令和8年 6月 9日提出
上富田町長 奥 田 誠

理 由

認知症施策推進計画について、第10期介護保険事業計画等の策定と合わせて一体的に策定するため、本案を提出する。

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部を改正する条例(案)

令和8年 6月 18日
条例第 17号

(上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例の一部改正)

上富田町介護保険事業計画等策定委員会設置条例(令和2年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業計画」を「、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)に基づく認知症施策推進計画」に改める。

第2条第1号中「及び介護保険事業計画」を「、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画」に、「あたって」を「当たって」に改め、同条第2号中「及び介護保険事業計画」を「、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画」に改め、同条第3号中「及び介護保険事業計画」を「、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画」に改める。

第4条第1項中「及び介護保険事業計画」を「、介護保険事業計画及び認知症施策推進計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。